

応募要綱

1 応募対象

今年の春～夏にかけて、つる性植物による「みどりのカーテン」設置に取り組む舞鶴市内の家庭、事業所、公共施設、学校などの個人又は団体

2 応募部門

- (1)個人・家族の部 自宅において個人(家族)で取り組んだもの
- (2)団体の部 事業所、公共施設などで取り組んだもの
- (3)学校等の部 学校及び保育園・幼稚園で取り組んだもの

3 応募方法

申込専用フォームからお申込みいただく、もしくは所定の応募用紙に必要事項を記入し、育成されたみどりのカーテンの写真を添え、郵送、持参またはメールにて提出してください。

【応募期間】令和8年8月3日(月)～9月4日(金)

(1)応募用紙について

・市のHP(ホームページ)からダウンロードいただくか、もしくは窓口にてお渡しすることができますので、いずれかをご利用ください。

(2)写真について

- ・写真サイズはL版(89mm×127mm)程度としてください。タテヨコの向きは問いません。
- ・以下の3項目について、①と②は各1枚～2枚、③は1～4枚をご提出ください。
 - ①みどりのカーテン全体の写真で、建物とみどりのカーテンの位置関係がわかる写真
 - ②みどりのカーテンの効果(涼しさや省エネ効果)が伝わるような写真
 - ③創意工夫、取組を通じた人とのつながり、楽しみ方などアピールする写真
- ・メールで送付する場合はJPEGデータでお送りください。なお、メール1通につき容量は20MB以下としてください。

【提出先】まいづる環境市民会議事務局(舞鶴市生活環境課)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

【TEL】0773-66-1064 **【Mail】**kankyo-shimin@city.maizuru.lg.jp

4 その他

- ・応募写真及び書類は返却しません。
- ・応募写真の著作権等はまいづる環境市民会議に帰属し、市HP等で公開します。
- ・受賞者の氏名や団体名は公開します。(※個人情報コンテストに関する事務にのみ使用します。)
- ・本人の許可を得たうえで、他薦も可能です。
- ・過去に受賞された方も表彰の審査対象となります。
- ・コンテストの審査は9月下旬から10月上旬に行い、結果は市HPに掲載します。
- ・表彰について、最優秀賞は全部門から1点、優秀賞は各部門から1点、特別賞は数点選出します。
- ・受賞者には、表彰状の授与並びに副賞を贈呈します。